

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局都市基盤調整課)……………一
 - 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)……………四
- ### 公告
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………六
 - 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効……………(同)……………六
 - 都市計画の図書の縦覧(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………七
 - 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一〇
 - 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………(環境局総務部環境政策課)……………一一
 - 緑地保全地域の区域の拡張案及び保全計画の変更……………

案

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二四
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………二五
 - 臨海副都心進出事業者公募の応募受付終了……………(港湾局臨海開発部誘致促進課)……………二五
 - ……………(環境局自然環境部緑環境課)……………二
- 正誤
- 平成二十九年十一月十日付東京都告示第十六百八十一号……………一六

告示

東京都告示第六百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十三年建設省告示第三千三百六十五号東村山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年四月二十四日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
東久留米市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画下水道事業東久留米市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十九年十二月十六日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし
変更なし

東京都告示第六百七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年四月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

渋谷区渋谷四丁目二十番一、二十二 平成三十年三月番一、同番四の一部、同番六及び百二十九日 三番一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

東京都告示第六百七十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年四月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

●東京都告示第六百七十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年四月二十四日

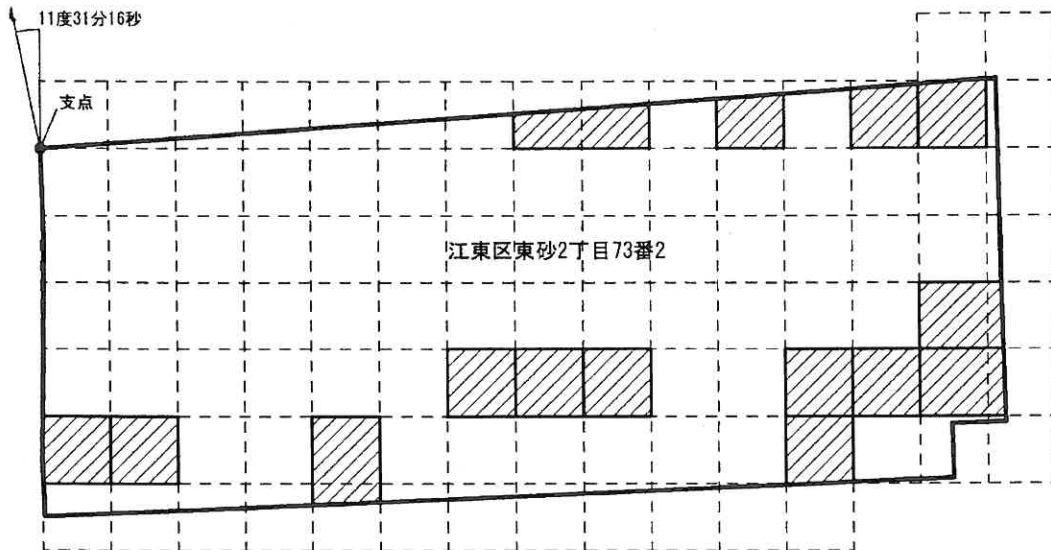
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区東砂二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、江東区東砂2丁目73番2の最北端とする。

【格子の回転角度(11度31分16秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。